

第 33 期東京都青少年問題協議会
第 2 回総会

令和 5 年 7 月 27 日（木）

都庁第一本庁舎 北棟 42 階
特別会議室 C・D

午後 3 時 30 分開会

○治安対策担当部長 それでは、ただ今から第 33 期東京都青少年問題協議会第 2 回総会を開催いたします。私は、本協議会の事務局を担当しております東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の米今でございます。誠に恐縮でございますが、着席のまま進行させていただきます。

皆さまには、本日はお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

初めに、本協議会開催に当たりまして、ご出席をいただいております委員数は 25 名となっております。必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本協議会は、原則公開としており、議事録につきましても同様の取り扱いとなりますのでご承知おきください。これ以降の進行につきましては、土井副会長にお願いしたいと思います。土井副会長、よろしく申し上げます。

○土井副会長 はい、副会長の土井でございます。では、ここからは私が進行を務めさせていただきます。早速ですが、次第の 2 に移りたいと存じます。

まず、私から、答申（案）の概要につきまして簡単に説明をさせていただきたいと存じます。

本協議会は、知事から諮問を受け、ト一横と呼ばれる新宿歌舞伎町の一角に青少年が集まり、悪意ある大人からの被害が発生するなど、青少年の健全な育成に深刻な影響を与えている状況の改善へ向け、現状と課題を整理した上で具体的な対応策について多面的に検討を行ってまいりました。

検討に当たりましては、ト一横で現に生じている青少年の各種被害等の解消が喫緊の課題であるため、来訪の背景にある虐待やいじめ等の根本的な問題の解消の重要性は、認識しつつも、まずは、差し当たって、各種被害等の防止や、抑止、軽減をいかに早急に進めるかに極力焦点を絞りました。

今回の答申（案）では、事務局による調査や、関係者からのヒアリング等の結果を踏まえ、ト一横に集まる青少年、それを利用しようと狙う悪意ある大人、そして、青少年が宿泊し、犯罪被害等に遭うなどしているホテルの空間ですね、この 3 つの視点に着目をし、それぞれにつきまして具体的な施策を提言いたしました。

まず、青少年に関する施策としましては、SNS 上でオープンとなっている青少年の投稿を収集したり、あるいは、相談窓口等を通じてできるだけ青少年の生の声をすくい上げたりし、その分析を通して、これまでより一步踏み込んだ実態把握を行うことや、関係団体等と連携し、彼らのニーズに応じた適切な関係機関へつなげることができるよう、従来の支援活動にとらわ

れない相談窓口等の体制を構築することが重要であると考えます。

また、青少年の保護者に対しましても、これまでは見落とされがちであった保護者自身の不安と向き合い、それを解消すべく、相談先についての周知を徹底するなど、より積極的な支援策が必要です。

次に、大人に関する施策としましては、その多くがスマートフォンを使い、SNSや検索サイトから情報を入手している現状を踏まえ、SNS等を効果的に活用し、青少年に加害活動をしないよう、より工夫を凝らして警鐘を鳴らすこと等が必要です。

最後に、空間に関しましては、青少年の宿泊の実態把握がまだ不十分であることも踏まえ、関係機関やホテル業界等と緊密に連携し、実態解明を進めるとともに、ト一横における青少年の被害防止に努めるよう啓発をしていくことが必要です。

ただ、これらの施策につきましては、冒頭でも述べましたように、現に生じている被害等への喫緊の対策、対処を念頭に置いたものでありまして、問題の根本的な解決という点から言えば、まだ対症療法に過ぎないという限界があることも私たちは認識をしているところであります。

このト一横問題の根本的な解決に向けては、青少年が抱える悩み、とりわけ居場所に関する不安を解消していくための施策が必要であるため、こうした対策を行う関係機関が一層連携を密にし、今回の検討や答申の内容を共有し、より一層強力に対策を講じることが求められると考えております。

最後に、本審議におきましては、多様な視点を取り入れるため外部の有識者や関係者から研究内容や取り組まれている事業に関する説明、さまざまな角度からの着眼点やご意見をいただきました。この場を借りましてお礼を申し上げます。

最後に、被害等に遭い、悩み、苦しむ青少年が1人でも減るよう、本答申を踏まえた都の取り組みが速やかに、かつ、効果的に行われ、それが東京から全国へ広がっていくことを期待しております。

以上です。

では、この答申（案）でございますが、本協議会の答申とすることにつきまして、ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○土井副会長 ありがとうございます。ご承認ありがとうございます。

では、出席委員の過半数のご承認があったと存じますので、この答申（案）の、（案）を取りまして、本協議会の答申といたしたいと存じます。

では、これから、本協議会において取りまとめた答申につきまして、地方青少年問題協議会法第2条の規定に基づきまして小池知事へと報告をいたします。

○治安対策担当部長 それでは、小池知事、土井副会長、ご移動のほうをよろしく願います。

では、答申を知事にお渡しいただければと思います。

（答申手交）

○治安対策担当部長 ありがとうございます。席にお戻りください。

○土井副会長 では、続きまして、次第の4に移りたいと存じます。

ただ今、知事に答申をお渡ししたところでありますけども、知事からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願います。

○小池知事 はい、協議会の皆さま方、うだるような暑さの中、本日、都庁までお越しいただきましたこと、誠にありがとうございます。ご出席を賜りまして感謝申し上げます。

ただ今、今年の1月に、第1回の総会で、いわゆるト一横を念頭にしまして、犯罪被害などのリスクを抱える青少年への支援について諮問をさせていただきました。その後、熱心なご議論を、またご審議を重ねられまして、ただ今、充実した答申を取りまとめていただきました。誠にありがとうございます。

まさに、今、夏休みの最中でございます。そして、こういう暑さの中で居場所を求めてト一横に、都内だけではありません、日本国の国中からいろんな方が、青少年の皆さんが集まってくるということでございます。そして、悪意のある大人によって犯罪やトラブルに巻き込まれてしまっているという、そのようなニュースもしばしば伝えられるところでございます。これは、もう一地域の問題ではないということで、都として、また、看過できない状況にあると、このように理解しております。

よって、このような状況を一刻も早く改善しなければならない。今、頂きました答申には3つの柱に着目していただいております。1つが青少年です。そして、2つ目が悪意ある大人。3つ目に青少年の被害場所などとなり得る空間ということで、具体的なアジェンダと申しますか、ターゲット、これに着目されて具体的な提言を行っていただきました。

ただ今、頂いたこの提言をしっかりと受け止めまして、警察、地元自治体をはじめとする関

係機関と、一層緊密に連携をしてまいりたいと思います。

そして、青少年が犯罪被害に遭うことなく、安全に安心して生活できる環境の整備を急いで進めてまいります。

青少年は、大いなる可能性を秘めたかけがいのない存在であるということは、改めて言うまでもないかと思えます。そして、全ての青少年が将来への希望を持って健やかに成長して、自分らしく輝くことが東京の未来を輝かせるものと、そのように確信しております。チルドレンファーストの社会ということ、これをつくり上げていくためにもみんなで力を合わせていかなければならないと考えております。本日、頂きました答申をしっかりと受け止めまして、いわゆるト一横問題、これの改善を速やかに行っていきたいと考えております。皆さま方のご協力も改めてよろしく申し上げまして、私からの御礼の言葉、そして、これからの対策に臨むという、その姿勢についてお話をさせていただきました。誠にありがとうございます。

○土井副会長 はい、どうもありがとうございました。この後、小池知事は公務のご用事がおありと伺っておりますので、ここでご退席なさいます。

○小池知事 どうも皆さん、ありがとうございます。ト一横は、結構、私、通ってるんですよ、あそこ。どんなもんなのかな、また、新しく歌舞伎町タワーができたので、どういう人の流れが変わったのかなとかですね。あとは、あそこの公園のほうも、いつもよく前を、結構な頻度で、若者の生態も含め、コロナ中も含めて見ておりますが、やはり悲しいニュースになることをできるだけ避けていきたいと思っておりますので、また引き続き皆さま方のご支援、よろしく願いいたします。では、答申を受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

(知事退室)

○土井副会長 どうもありがとうございました。

最後になりますが、今回のこの審議に際しまして、私の感想を一言述べさせていただきたいと存じます。

こういった問題を扱う時には、一部の方の中には、例えばもっと取り締まりを厳しくしろとか、そういうようなご意見をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、ただ、そういう観点で臨むと、場所が、このト一横ではなくなるかもしれませんが、別の街に移るだけかもしれませんが、あるいは、もっと悪い場合には、裏へこもっていく、隠れていく傾向が強まっていくかもしれません。むしろ、大切なのは、こういう問題の抜本的な解決のためには、やはりそういったいわゆる禁止とか取り締まりではなくて、むしろ、いかに支援をしていくことができる

のかということ、これがとても大切なことだと考えております。

今回のこの協議会におきましては、委員の皆さま方も、この点につきましては、皆さんご一致されており、そういう観点からこの答申がまとまりましたことをとてもうれしく存じております。

特に、今回の1つの、この答申の目玉としましては、先ほども申し上げましたが、当事者である青少年だけではなくて、その青少年の親御さん、保護者の方々ですね、この保護者の方も相当悩んでいらっしゃる方が多いんですね。例えば、お子さんが地方からやってきて、ト一横にやってくる。そういうことを知り、親御さんも地方からやってきて、非常に悩んでいらっしゃるんですね。そういう親御さんたち、保護者の方に対する支援も非常に大切であるということを、特に今回のこの協議会では盛り込むことができたのがとても有意義であったなと思っています。

ただ、これも先ほど経過説明で申し上げましたが、根本的な解決は子どもたちの生きづらさがいかに解消していくかということにあるので、今回の答申の内容は、あくまでも対症療法に過ぎませんが、まずは、そこから入っていただいて、関係機関の間でいろいろ連携を取っていただきながら、この対症療法から切り込んでいって、根本的な問題の解決、そこにおいては、恐らく福祉的な対策がとても重要になってくると思いますが、ぜひそこにも段々と窓口を広げていっていただきたいと存じております。

答申は、ただ答申だけであって、紙に書いたものに過ぎないので、今後これを都のほうでいかに実現をしていっていただけるのか、いかに実行していただけるのかというところがまさしく本番でありますので、その点を切にお願いしたいと存じております。

以上をもちまして、私からの感想とさせていただきます。

何か、皆さん方のほうから少し時間もありますので、ご発言されたい方がいらっしゃいましたら手を挙げていただければ。よろしいでしょうか。

では、特にないようですので、では、以上をもちまして、本日の第2回総会を閉会といたします。本日は、どうもありがとうございました。

午後3時49分閉会